秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正することについて

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する 条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年11月25日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する 条例(平成5年秦野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条の表第2号中「15,800円」を「16,100円」に改め、同表 第3号中「7,350円」を「7,700円」に改める。

第6条第1項本文中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第8条第2項中「525円6銭」を「541円31銭」に、

「310,500円」を「316,250円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日(次項において「施行日」という。)から施行する。 (適用区分)
- 2 この条例による改正後の秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する 条例(平成5年秦野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条の表第2号中「15,800円」を「16,100円」に改め、同表 第3号中「7,350円」を「7,700円」に改める。

第6条第1項本文中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第8条第2項中「525円6銭」を「541円31銭」に、

「310,500円」を「316,250円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日(次項において「施行日」という。)から施行する。 (適用区分)
- 2 この条例による改正後の秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第48号 秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

7/21

(公費による自動車使用の範囲)

届出契約の区分

第3条 本市は、候補者が前条の規定による届出をしたときは、その届出に係る契約(以下「届出契約」という。)によりその候補者が一般運送事業者その他の者(以下「一般運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものを、その一般運送事業者等の請求によりその一般運送事業者等に対して支払うものとする。ただし、法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定によりその候補者の供託物が本市に帰属するときは、公費負担しないものとする。

支払う金額

(公費による自動車使用の範囲)

第3条 本市は、候補者が前条の規定による届出をしたときは、 その届出に係る契約(以下「届出契約」という。)によりその 候補者が一般運送事業者その他の者(以下「一般運送事業者等」 という。)に支払うべき金額のうち、次の表に掲げる区分に応 じ、それぞれに定めるものを、その一般運送事業者等の請求に よりその一般運送事業者等に対して支払うものとする。ただし、 法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。 以下同じ。)の規定によりその候補者の供託物が本市に帰属す るときは、公費負担しないものとする。

届出契約の区分	支払う金額				
(略)					
(2) 自動車の借	自動車(同一の日において自動車借入				
入契約(以下	契約により2台以上の自動車が使用され				
この表におい	るときは、その候補者が指定するいずれ				
て「自動車借	か1台の自動車に限る。) について、自				
入契約」とい	動車として使用された各日について支払				
う。)	うべき金額(その金額が <u>15,800円</u>				
	を超えるときは、15,800円)の合				

	計金額		
(3) 自動車の燃	自動車に供給した燃料の代金(既に供		
料の供給に関	給した燃料の代金と合算して、		
する契約	<u>7,700円</u> にその候補者が法第86条		
	の4第1項、第2項、第5項、第6項又		
	は第8項の規定による届出をした日から		
	その選挙の期日の前日(法第100条第		
	4項の規定により投票を行わないときは、		
	その理由が生じた日)までの日数(一般		
	運送契約が締結されている日数を除く。)		
	を乗じて得た金額を超えない部分の金額		
	であることについて、委員会が定めると		
	ころにより委員会が確認したものに限		
	る。)		
(略)			

(公費によるビラ作成の範囲)

第6条 本市は、候補者が前条の規定による届出をしたときは、 その届出に係る契約によりその候補者が作成事業者に支払うべき金額のうち、ビラ1枚当たりの作成単価(<u>7円73銭</u>を超えるときは、<u>7円73銭</u>)にそのビラの作成枚数を乗じて得た金

	計金額				
(3) 自動車の燃	自動車に供給した燃料の代金(既に供				
料の供給に関	給した燃料の代金と合算して、				
する契約	7,350円にその候補者が法第86条				
	の4第1項、第2項、第5項、第6項又				
	は第8項の規定による届出をした日から				
	その選挙の期日の前日(法第100条第				
	4項の規定により投票を行わないときは、				
	その理由が生じた日)までの日数(一般				
	運送契約が締結されている日数を除く。)				
	を乗じて得た金額を超えない部分の金額				
	であることについて、委員会が定めると				
	ころにより委員会が確認したものに限				
	る。)				
(略)					

(公費によるビラ作成の範囲)

第6条 本市は、候補者が前条の規定による届出をしたときは、 その届出に係る契約によりその候補者が作成事業者に支払うべ き金額のうち、ビラ1枚当たりの作成単価(<u>7円51銭</u>を超え るときは、<u>7円51銭</u>)にそのビラの作成枚数を乗じて得た金 額を、その作成事業者の請求によりその作成事業者に対して支払うものとする。ただし、法第93条第1項の規定によりその候補者の供託物が本市に帰属するときは、公費負担しないものとする。

2 (略)

(公費によるポスター作成の範囲)

第8条 (略)

- 2 前項本文の場合において、ポスター1枚当たりの作成単価が、 541円31銭に秦野市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和58年秦野市条例第6号)により設置するポスター掲示場(以下「掲示場」という。)の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超えるときは、単価の限度額とする。
- 3 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(次項において「施行日」という。) から施行する。 額を、その作成事業者の請求によりその作成事業者に対して支 払うものとする。ただし、法第93条第1項の規定によりその 候補者の供託物が本市に帰属するときは、公費負担しないもの とする。

2 (略)

(公費によるポスター作成の範囲)

第8条 (略)

2 前項本文の場合において、ポスター1枚当たりの作成単価が、 525円6銭に秦野市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和58年秦野市条例第6号)により設置するポスター掲示場(以下「掲示場」という。)の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超えるときは、単価の限度額とする。

3 (略)

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市の議会の議員及び長の選挙に おける選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、施行日 以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前ま でにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によ る。 秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正することについて(骨子)

1 条例改正の目的

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第172号)が令和4年4月6日公布、同日施行され、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、その額に準じて、秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に規定する限度額についても所要の改正をするものです。

2 改正の概要

選挙運動	区分	改正単価	現行単価	備考
自動車使用 1日当たり	一般運送契約	改正なし	64,500円	ハイヤー等
	自動車借入れ	16,100円	15,800円	
	運転手の雇用	改正なし	12,500円	一般運送契約以外
	燃料費	7,700円	7,350円	
ビラ作成	一枚当たり	7円73銭	7円51銭	議員選挙は 4,000枚、 市長選挙は 16,000枚まで
ポスター 作成	一枚当たり	541円31銭	525円6銭	市内269か所
	企 画 費	316,250円	310,500円	

3 前回の改正

- (1) 時期 平成28年12月
- (2) 理由 公職選挙法施行令の一部改正に伴うもの